

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川市行政改革推進委員会設置条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に定める行政改革の推進に関する重要事項は概ね次の事項とする。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進
- (5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- (6) 会館等公共施設の設置及び管理運営
- (7) 地方議会の合理化
- (8) その他行政改革の推進に必要な事項

(委員)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 15 規則 18・一部改正)

(会議)

第 4 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第 5 条 委員会は、必要に応じ小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 小委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

(資料等の提出)

第 6 条 委員会は、諮問事項の調査、審議に必要な資料及び説明を市長に求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 7 月 25 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

